

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 海上移動業務の無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第9条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 2 電波法第8条の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。
- 3 電波法第8条の予備免許を受けた者は、無線設備の設置場所を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 4 電波法第8条の予備免許を受けた者は、混信の除去等のために周波数及び空中線電力を変更する必要があるときは、総務大臣に指定の変更の申請を行い、その指定の変更を受けなければならない。

A-2 次の記述は、無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法（第10条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、 A は、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件及び船舶局無線従事者証明の要件に係るものを含む。）及び B 並びに C （以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、 D を省略することができる。

注1 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C	D
1 工事が落成したとき	員数	時計及び書類	その一部
2 工事が落成したとき	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	計器及び予備品	当該検査
3 工事落成の期限の日になったとき	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	計器及び予備品	当該検査
4 工事落成の期限の日になったとき	員数	時計及び書類	その一部

A-3 無線設備の変更の工事について総務大臣の許可を受けた免許人は、どのような手続をとった後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならないことになっているか。電波法（第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の変更の工事を行った免許人は、その工事の結果を記載した書面を添えてその旨を総務大臣に届け出た後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 2 無線設備の変更の工事を行った免許人は、総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、当該無線設備の変更の工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 3 無線設備の変更の工事を行った免許人は、登録検査等事業者（注）の検査を受け、無線設備の変更の工事の結果が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していると認められた後でなければ許可に係る無線設備を運用してはならない。
注 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

- 4 無線設備の変更の工事を行った免許人は、許可に係る無線設備を運用しようとするときは、申請書に、その工事の結果を記載した書面を添えて総務大臣に提出し、許可を受けた後でなければ、その許可に係る無線設備を運用してはならない。

A-4 次に掲げる無線設備の機器のうち、電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により義務船舶局の無線設備に備えなければならない「遭難自動通報設備の機器」に該当するものはどれか。電波法施行規則（第28条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 双方向無線電話
- 2 船舶保安警報装置
- 3 船舶自動識別装置
- 4 捜索救助用レーダートランスポンダ

A-5 次に掲げる無線設備の機器のうち、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない（注）ものに該当しないものはどれか。電波法（第37条）及び電波法施行規則（第11条の4）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 1 電波法第31条（周波数測定装置の備付け）の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- 2 船舶安全法第2条（同法第29条の7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダー
- 3 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものに備える衛星非常用位置指示無線標識
- 4 F3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う海岸局の無線設備の機器であって、無線通信規則付録第18号（VHF海上移動周波数帯における送信周波数の表）の表に掲げる周波数の電波を使用するもの

A-6 海上移動業務の無線局の無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第42条及び第79条）、電波法施行規則（第36条）及び無線従事者規則（第50条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局には、当該無線局の無線設備の操作を行い、又はその監督を行うために必要な無線従事者を配置しなければならない。
- 2 総務大臣は、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 3 総務大臣は、無線従事者が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。
- 4 無線従事者は、氏名又は住所に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、氏名又は住所に変更を生じた日から10日以内に、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に提出しなければならない。
(1) 免許証 (2) 写真1枚 (3) 氏名又は住所の変更の事実を証する書類

A-7 義務船舶局の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第6条、第7条及び第8条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。
- 2 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎月1回以上当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておくなければならない。
- 3 インマルサット高機能グループ呼出受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日1回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。
- 4 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、その船舶の航行中毎月1回以上、別に告示する方法により、当該設備の試験機能を用いて、その無線設備の機能を確認しておくなければならない。

A-8 海上移動業務の無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第53条、第55条及び第57条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 2 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式、周波数及び空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信

A-9 次の記述は、航空機局の運用について述べたものである。電波法（第70条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空機局の運用は、その航空機の A に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信（遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信をいう。）を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 航空局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、 B ことができる。
- ③ 航空機局は、航空局と通信を行う場合において、 C 又は使用電波の型式若しくは周波数について、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

A	B	C
1 航行中及び航行の準備中	その運用の停止を命ずる	電波の規正
2 航行中及び航行の準備中	その妨害を除去するために必要な措置をとることを求める	通信の順序若しくは時刻
3 航行中	その妨害を除去するために必要な措置をとることを求める	電波の規正
4 航行中	その運用の停止を命ずる	通信の順序若しくは時刻

A-10 遭難警報等を受信した海岸局等の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の3から第81条の5まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知するとともに、海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 2 海岸地球局は、船舶地球局から送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 3 海岸局は、船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して送信した遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 4 海岸局は、船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して送信した遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合には、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数（注）で聴守を行わなければならない。

注 デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合の電波の周波数をいう。

A-11 安全通信は、安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により、どのような場合に行うか。電波法（第52条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機に緊急の事態が発生した場合
- 2 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合
- 3 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために必要な場合
- 4 遭難船舶の救助又は捜索に資するために国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通信を当該行政機関と船舶の間で行う場合

A-12 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（注）について述べたものである。無線局運用規則（第58条の6）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合のものを除く。

- ① 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあつては5秒以上4分半以内に、船舶局にあつては **A** に応答するものとする。
- ② ①の応答は、次の(1)から(7)までに掲げる事項を送信するものとする。
 - (1) **B** (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
 - (5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等 (7) 終了信号
- ③ ②の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、②の(6)の「通報の周波数等」に **C** を明示するものとする。

	A	B	C
1	5分以内	呼出しの種類	自局の希望する代替りの電波の周波数等
2	5分以内	呼出しであることの表示	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
3	10分以内	呼出しの種類	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
4	10分以内	呼出しであることの表示	自局の希望する代替りの電波の周波数等

A-13 次の記述は、海上移動業務における他の無線局の遭難警報の中継の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局、船舶地球局、海岸局又は海岸地球局は、次の(1)及び(2)に掲げる場合には、遭難警報の中継又は遭難通報を送信しなければならない。
 - (1) 遭難している船舶の船舶局、遭難している船舶の船舶地球局、遭難している航空機の航空機局又は遭難している航空機の航空機地球局が **A** 遭難警報又は遭難通報を送信することができないとき。
 - (2) 船舶、海岸局又は海岸地球局の **B** が救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたととき。
- ② 無線局運用規則第83条第4項の規定により **C** 無線局は、遭難した船舶の救助につき遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたとときは、その送信をしなければならない。

	A	B	C
1	遭難周波数の電波で	責任者	遭難警報に応答した
2	遭難周波数の電波で	責任者又は無線従事者	遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う
3	自ら	責任者又は無線従事者	遭難警報に応答した
4	自ら	責任者	遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う

A-14 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の義務船舶局であつて国際通信を行うものに備え付けておかなければならない書類に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者選解任届の写し
- 2 海岸局及び特別業務の局の局名録
- 3 電波法及び電波法に基づく命令の収録
- 4 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧

A-15 次の記述は、遭難警報に対する海岸局の応答について述べたものである。無線局運用規則（第81条の8）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

海岸局は、遭難警報を受信した場合において、これに応答するときは、 A の電波を使用して、デジタル選択呼出装置により、電波法施行規則別図第1号3（注）に定める構成のものを送信して行うものとする。この場合において、受信した遭難警報が B の電波を使用するものであるときは、受信から C の間隔を置いて送信するものとする。

注 遭難警報に対する応答

同期符号	呼出しの種類（注1）	優先順位（注2）	自局の識別信号	テレコマンド（注3）	遭難船舶局の識別信号	遭難の種類	遭難の位置	遭難の時刻	テレコマンド（注4）	終了符号	誤り検定符号
------	------------	----------	---------	------------	------------	-------	-------	-------	------------	------	--------

- 注1 コード番号「116」（全船呼出し）であること。
 注2 できる限りコード番号「112」（遭難）であること。
 注3 コード番号「110」（遭難警報に対する応答）であること。
 注4 引き続いて行う通報の型式をコード化したものであること。

A	B	C
1 国際遭難周波数	超短波帯の周波数	1分以上2分45秒以下
2 国際遭難周波数	中短波帯又は短波帯の周波数	5秒以上1分以下
3 当該遭難警報を受信した周波数	中短波帯又は短波帯の周波数	1分以上2分45秒以下
4 当該遭難警報を受信した周波数	超短波帯の周波数	5秒以上1分以下

A-16 海上移動業務の無線局の免許人（包括免許人を除く。）が国に納めるべき電波利用料に関する次の記述のうち、電波法（第103条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して30日以内及びその後毎年その応当日（注1）から起算して30日以内に、当該無線局の起算日（注2）から始まる各1年の期間について、電波法（別表第6）において無線局の区分に従って定める一定の金額を国に納めなければならない。
 注1 応当日とは、その無線局の免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）をいう。以下2において同じ。
 注2 起算日とは、その無線局の免許の日又は応当日をいう。以下2及び3において同じ。
- 免許人は、当該無線局の起算日から始まる各1年の期間について電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。
- 免許人は、当該無線局の起算日から始まる各1年の期間について電波利用料を納めるときには、当該1年の期間に係る電波利用料を2回に分割して納付することができる。
- 総務大臣は、電波利用料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による電波利用料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実に認められ、かつ、その申出を承認することが電波利用料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

A-17 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めたときに執るべき措置に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 局が行った重大な違反に関する申入れは、この違反を認めた主管庁がその局を管轄する国の主管庁に行う。
- 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨をその局の属する国の主管庁に報告する。
- 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた検査官は、その旨を違反をした者の属する国の主管庁に報告する。
- 主管庁は、その管轄の下にある局が国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則（特に、国際電気通信連合憲章第45条（有害な混信）及び無線通信規則第15条15.1（不要な伝送の禁止等））の違反を行ったことを知った場合には、事実を確認し、必要な措置を執る。

A-18 次の記述は、遭難の呼出し及び通報の取扱いについて述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、 A B C において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに C 義務を負う。

A	B	C
1 いずれから発せられたかを問わず	絶対的優先順位	必要な措置を執る
2 いずれから発せられたかを問わず	できる限り第一の優先順位	すべての電波の発射を停止する
3 その属する国の領域内で発せられた場合には	できる限り第一の優先順位	必要な措置を執る
4 その属する国の領域内で発せられた場合には	絶対的優先順位	すべての電波の発射を停止する

A-19 次の記述は、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における船舶局又は船舶地球局による遭難警報又は遭難呼出しの送信について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶から陸上向けの遭難警報又は遭難呼出しは、船舶が遭難していることを A を経由して救助調整本部に警報するために使用する。これらの警報は、衛星経由（船舶地球局又は衛星EPIRBから）の送信の利用及び地上業務（船舶局及びEPIRBから）の利用を基本とする。
- ② 船舶から船舶向けの遭難警報は、遭難船舶の付近にある他の船舶に警報するために使用するものであり、VHF帯及びMF帯における B の使用を基本とする。さらに、HF帯を使用することができる。
- ③ デジタル選択呼出手順のための装置を備える船舶局は、できる限り多くの船舶の注意を喚起するため、遭難警報に引き続いて直ちに遭難呼出し及び遭難通報を C 。
- ④ デジタル選択呼出手順のための装置を備えていない船舶局は、実効的な場合には、周波数156.8MHz（VHFチャンネル16）で無線電話による遭難呼出し及び遭難通報を送信して遭難通信を開始する。

A	B	C
1 海岸局又は海岸地球局	デジタル選択呼出し	送信することができる
2 他の船舶局又は船舶地球局	デジタル選択呼出し	送信しなければならない
3 他の船舶局又は船舶地球局	無線電話	送信することができる
4 海岸局又は海岸地球局	無線電話	送信しなければならない

A-20 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約（注）（附属書第4章 無線通信）が適用になる船舶の機能要件について述べたものである。条約（附属書第4章 第4規則）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 以下「条約」という。

船舶は、海上にある間、次の能力を有するものとする。

- (1) 条約第4章第8規則（無線設備（A1海域））1.1及び第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））1.4.3に定める場合を除くほか、異なる無線通信業務を使用する少なくとも2の A 設備により、船舶から陸上への遭難警報を送信すること。
- (2) B を受信すること。
- (3) 船舶間の遭難警報を送信し及び受信すること、捜索及び救助のための調整に関する通信を送信し及び受信すること並びに現場の通信を送信し及び受信すること。
- (4) 位置の探知のための信号を送信し並びに条約第5章（航行の安全）第19規則（航海装置及び航海機器の搭載要件）2.3.2の規定に従ってその信号を受信すること。
- (5) C を送信し及び受信すること。
- (6) 条約第4章第15規則（保守要件）8の規定に従うことを条件として、陸上の無線体制又は無線通信網への一般無線通信を送信し及び当該無線体制又は無線通信網から一般無線通信を受信すること並びに船橋間通信を送信し及び受信すること。

A	B	C
1 互換性を有する	陸上から船舶への遭難警報	気象情報
2 互換性を有する	デジタル選択呼出装置による遭難警報	海上安全情報
3 分離し、かつ、独立した	陸上から船舶への遭難警報	海上安全情報
4 分離し、かつ、独立した	デジタル選択呼出装置による遭難警報	気象情報

B-1 次の記述は、無線局の免許がその効力を失ったときに執るべき措置等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで、第78条及び第113条）及び電波法施行規則（第42条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人（包括免許人を除く。）は、その無線局を廃止するときは、 ならない。
- ② 免許人（包括免許人を除く。）が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 にその免許状を しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、船舶局の衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レーダートランスポンダ及び捜索救助用位置指示送信装置については、 とする。
- ⑥ ④の規定（電波法第78条）に違反した者は、 に処する。

- | | | | | |
|------------------|----------------------|--------------|------|-------------|
| 1 総務大臣の許可を受けなければ | 2 その旨を総務大臣に届け出なければ | | | |
| 3 3箇月以内 | 4 1箇月以内 | 5 返納 | 6 廃棄 | 7 電池を取り外すこと |
| 8 送信機を撤去すること | 9 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 | 10 30万円以下の罰金 | | |

B-2 次の記述は、海上移動業務の無線局等の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等（注）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、。以下同じ。）以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者（「主任無線従事者」という。）として選任された者であって により監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、 無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ② の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
- ③ ②の総務省令で定める無線設備の操作は、次の(1)及び(2)に掲げるとおりとする。
 - (1) 海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球局の無線設備の通信操作で に関するもの
 - (2) (1)に掲げるもののほか、電波法施行規則第34条の2（無線従事者でなければ行ってはならない無線設備の操作）に定めるもの

- | | | |
|-------------------------|-----------------------|--------------------|
| 1 船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者 | 2 遭難通信責任者 | 3 総務大臣の承認を受けたもの |
| 4 総務大臣にその選任の届出がされたもの | 5 船舶が航行中であるため | |
| 6 船舶の運航計画の変更のため | 7 モールス符号を送り、又は受ける無線電信 | |
| 8 無線電信 | 9 遭難通信又は緊急通信 | 10 遭難通信、緊急通信又は安全通信 |

B-3 次の事項のうち、電波法（第73条）の規定に照らし、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができるときに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。
- イ 電波利用料を納めないため督促状によって督促を受けた免許人が、指定の期限までにその督促に係る電波利用料を納めないとき。
- ウ 無線局の検査の結果について指示を受けた免許人から総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対し、その指示に対する措置の内容について報告があったとき。
- エ 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め、電波の発射の停止を命じた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき。
- オ 総務大臣が、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置を執るべきことを命じたとき。

B-4 次の記述は、海上移動業務の無線局の聴守義務について述べたものである。電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第43条の2まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波 ア 、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波 イ の指定を受けているものは、常時、次の(1)から(4)までの周波数のうち、その無線局が指定を受けているもので、聴守をしなければならない。
- (1) F1B電波 ア
- (2) F1B電波8,414.5kHz
- (3) F1B電波4,207.5kHz、6,312kHz、12,577kHz及び16,804.5kHz（船舶局の場合にあつては、これらの電波のうち、時刻、季節、地理的位置等に応じ、適当な海岸局と通信を行うため適切な ウ とする。）
- (4) F2B電波 イ
- ② 船舶局であって電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により エ を備えるものは、F1B電波518kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるとき常時、F1B電波424kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるとき常時、F1B電波424kHz又は518kHzで聴守をしなければならない。
- ③ 海岸局にあつては、F3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、 オ 、その周波数で聴守をしなければならない。

- | | | | | | | | |
|---|---------------|---|------------|----|-----------|---|------------|
| 1 | 2,174.5kHz | 2 | 2,187.5kHz | 3 | 156.65MHz | 4 | 156.525MHz |
| 5 | 一の周波数 | 6 | 二の周波数 | 7 | ナブテックス受信機 | | |
| 8 | デジタル選択呼出専用受信機 | 9 | その運用義務時間中 | 10 | 常時 | | |

B-5 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要
- イ 船舶局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたときは、その事実及び措置の内容
- ウ 無線局の検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容
- エ 無線局運用規則第6条（義務船舶局等の無線設備の機能試験）及び第7条（双方向無線電話の機能試験）に規定する機能試験の結果の詳細
- オ 通信のたびごとに、① 通信の開始及び終了の時刻、② 相手局の識別信号、③ 自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数、④ 使用した空中線電力及び⑤ 通信事項の区別等